

入院患者の面会に関する院内規程

令和8年6月1日

第1条（目的）

本規程は、入院中の患者と家族等との面会について、患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上及び円滑な入退院支援を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 当院は、入院中の患者と家族等との面会が、患者の療養生活の質の向上、精神的支援及び円滑な退院支援に重要であることを踏まえ、面会の機会を確保する。
2. 感染対策、安全確保、治療上の必要性その他の正当な理由がある場合を除き、入院患者に対する家族等の面会を妨げない。
3. 面会を制限する必要がある場合であっても、その必要性及び程度を検討し、必要以上に厳格な制限としないよう配慮する。
4. 患者本人の意思及びプライバシーを尊重し、患者が面会を希望しない場合は、その意思を尊重する。

第3条（面会者）

1. 面会者は、患者の家族、親族、友人、知人その他患者が面会を希望する者を基本とする。
2. 面会者の範囲について、患者本人の意向を確認した上で必要な範囲で調整する。
3. 患者の病状、治療上の必要性等により、医師又は看護師が面会方法について配慮が必要と判断した場合は、患者及び家族等にその理由を説明する。

第4条（面会時間）

1. 面会は、原則として次の時間内で行うものとする。
面会時間 13時00分～17時00分
2. 前項の時間外であっても、患者の状態、家族等の事情、退院支援上の必要性その他やむを得ない事情がある場合は、病棟責任者等の判断により面会を認めることができる。
3. 面会時間を一律に遵守させることにより患者又は家族等に不利益が生じる場合は、個別に柔軟に対応する。

第5条（面会場所及び方法）

1. 面会は、原則として病室又は当院が指定する場所で行う。
2. 患者の状態、感染対策、治療上の必要性等に応じて、個室、面会スペース等への変更を提案することがある。
3. 面会方法を変更する場合は、患者及び面会者にその理由を説明する。

第6条（面会の制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な範囲で面会を制限することがある。

- (1) 患者又は面会者に感染症の罹患又は感染が疑われる場合
- (2) 院内感染の発生又は感染症の流行等により、感染対策上必要と認められる場合
- (3) 患者の治療、処置、手術その他医療上の必要がある場合

- (4) 患者の心身の状態から、面会が患者の療養上著しい負担となる場合
- (5) 他の患者の療養環境又は安全を著しく損なうおそれがある場合
- (6) 暴力、威圧、迷惑行為その他、患者、面会者又は職員の安全確保上必要と認められる場合
- (7) その他、医療上又は安全管理上、合理的かつ正当な理由がある場合

第7条（面会制限時の配慮）

- 1. 面会を制限する場合は、制限の理由、内容及び期間を必要な範囲で患者及び家族等に説明する。
- 2. 面会を制限する場合は、目的を達成するために必要最小限の範囲とする。
- 3. 面会そのものを禁止する必要がある場合は、人数、時間、場所、方法等を調整することで面会の機会を確保する。
- 4. 面会制限の必要性がなくなった場合は、速やかに制限を解除する。
- 5. 面会が困難な場合は、電話等の代替手段についても必要に応じて検討する。

第8条（患者の意思の尊重）

- 1. 患者が面会を希望する場合、その意思を尊重する。
- 2. 患者が特定の者との面会を希望しない場合は、その意思を尊重し、必要な範囲で面会を制限する。
- 3. 意思表示が困難な患者については、患者の利益を最優先に、家族等及び医療・ケアチームで面会の方法を検討する。

第9条（面会制限の判断及び記録）

- 1. 面会を制限する場合は、原則として医師又は看護師等がその必要性を確認する。
- 2. 感染対策を理由として病棟又は院内全体で面会を制限する場合は、感染管理担当者等と協議の上、必要性及び制限範囲を決定する。
- 3. 面会制限を行った場合は、必要に応じて、制限の理由、内容、開始日及び解除日等を記録する。
- 4. 面会制限が長期化する場合は、定期的にその必要性を再評価する。

第10条（患者・家族等への周知）

- 1. 本規程は、入院時に患者及び家族等へ説明するとともに、院内掲示及びホームページにより周知する。
- 2. 面会に関する重要な変更があった場合は、速やかに患者及び家族等へ周知する。

第11条（規程の見直し）

本規程は、少なくとも年1回見直しを行うほか、感染症の流行状況、関係法令、診療報酬改定及び院内運用の実態等に照らし、必要に応じて随時改定する。

附則

本規程は、令和8年6月1日から施行する。

病院長